

於テハ之ニ從事スルヲ得ヘシ尤モ其減少ノ高ハ此條例第十七條ニ於テ規定スル所ノ員額ヨリ下ルヲ許サズ但シ紙幣頭

タル申立ニ付テ決議ヲ爲ス可シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

註 破産手續の從來の成行に付ての報告とは債権者届出の後異議ありたると否又は時日の遅延したるや否や破産者は破産宣告後家族を扶助することを得ざるを以て扶助料を興へたるや否や等の報告を云ひ又管財人は管財の處理云々とは管財人は破産者に代はり管財を爲し及び其處分に依て得たる結果及び其財團は何程にして其内不動産は何程の現在の場合に付て報告するを云ふ

第七章 協諧契約

第一千三十八條 法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ判決ヲ受ケス又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ第一ノ集會ニ於テ債権者ニ協諧契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ理由アルトキハ以後

ノ承認ヲ得テ此決議ヲ施行セントスルニ於テハ其施行ノ日限ヨリ少ナクトモ三ヶ月以前ニ於テ資本金ノ減少員額ト其

ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レトモ其提供ハ一回ニ限ル

第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協諧契約ノ申立書ハ少ナクトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ之ヲ公衆ノ展閱ニ供シ且其旨ヲ公告ス可シ

註 協諧契約とは前にも述べたる如く債権者が破産者をして債務の支拂を容易からしめ且つ債権の幾分を減じ破産者をして従前乃如く自ら商業を行ふことを得せしむる所の契約を云ふ即ち民法に在て和解と云ふに同じ協諧契約とは債権者より之を申出づるものなり之を協諧契約の提供と云ふ協諧契約を提供するに五ヶの要件を備へざるへからず第一破産者が法律上の義務を履行したること法律上の義務とは第九百七十九條及び第一千三條に規定したる法律上の義務を云ふ第二破産者に

残り資本
金額トテ
記載シタ
ル報告ヲ
製シ適宜
ノ手續ヲ
以テ之ヲ
其預リ金
アル得意
先へ送達
スヘシ且
右減少セ
ントスル

於て有罪破産の判決を受けず又其審問中に在らざるものあることを要
す故に破産者は詐僞又は過怠の事なく債権者を害するが如き有罪の行
爲を爲したるときは協議契約の提供を受くることなし然れども審問中
に在る者は免訴又は無罪に判決ありたるときは協議契約の提供を受く
ることあるべし第三破産主任官の認可を受くることを要す第四第一の
集會に於て是るか又は充分の理由あるときは以後の集會に於て是るを
要す第五提供は一回に限るを要す

第千三十九條 協議契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債権
者ノ過半数ノ承諾ヲ要ス其過半数ハ議決權アル總債權
額四分三以上ニ當ルコトヲ要ス
管財人及ヒ議決權ヲ有スル債権者又後ニ至リ債權ノ確
定シタル債権者ハ協議契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附
シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

ノ趣ハ
其銀行所
在ノ地ニ
行ハル、
三種以上
ノ新聞紙
ヲ以テ三
ヶ月以上
毎日々之ヲ
公告スヘ
シ
第四十三條
此條例ヲ

註 協議契約を承諾するには総債権者に承諾を要せざる集會に出席した
る過半数の承諾を以て充分なりと議決權ある総債權額とは第千二十
六條に依りて確定したる債權と第千二十八條に依りて参加することを
得べき債権者の債權を合せたるを云ふ而して過半数は此總額の四分の
三以上に當る債權なるを要す管財人及び議決權を有する債権者及び後
に至りて債權乃確定したる債権者は協議契約に對して其契約乃ありた
るより十日内に理由を付したる異議を裁判所に申立つることを得べき
然れども抵當債権者、質債権者の如き優先權を有する債権者にして尙
ほ外に尋常の債權を有する者は亦其債權に就て議決權を有し異議を裁
判所に申立つることと得べしと雖も只優先權と有するのみ乃債権者は
議決權を有せざる隨て異議を申立つることを得ざるものとす

第千四十條 債権者ノ承諾シタル協議契約ハ裁判所ノ認
可ヲ得テ始メテ法律上有効トス其認可又ハ棄却ニ付テ

遵奉スル
銀行若シ
前條ノ如
ク其資本
金額ヲ減
少セント
スルニ際
シ其銀行
ヘ貸金預
ケ金等ア
ル者ハ未
タ其ノ抽
期日ニ至

ノ決定ハ破産主任官ノ演述ヲ聽キ前條ノ期間滿了後直
チニ之ヲ爲ス此決定ニ對シテハ債務者及ヒ異議申立ノ
權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スエトテ得
註 債權者ノ議決ト以テ承諾したる協諧契約ハ裁判所ノ認可を得て始
めて法律上ノ効力ヲ有するものなり其認可せるか又は棄却せるかに付
テの決定は必老破産主任官ノ演述ト聽キ前條ノ期間即ち十日ノ期限經
過の後直ちに之と爲さるべから老此決定ニ對しては債務者及び異
議申立ノ權利ある者ヨリ即時抗告を爲すことが出来るなり
第千四十一條 協諧契約ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス
可シ
第一 第千三十八條及ヒ第千三十九條ノ規定ヲ踐行セ
サルトキ
第二 協諧契約ニ依リ或ル債權者カ其承諾ナクシテ偏

ラントス
ト即モ右
減少ヲ施
行スヘキ
期限前一
ヶ月ノ間
ナレハ何
時ニテモ
左ノ定則
ニ準據シ
之カ償却
ヲ乞フノ
權利アル

頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フリタルトキ
第三 協諧契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタル
トキ
第四 協諧契約カ公益ニ觸ルトキ
註 協諧契約ノ棄却せらるべき場合は第一より第四に至る場合にして
或は法律上に違背し又は事實上の認定に係るものなり踐行とは法式の
如くに行ふを云ふ偏頗の處置とは一方と重んじ一方を輕くするが如く
依怙の所爲と云ふ
第千四十二條 協諧契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ
判決ヲ受ケタルトキハ當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ
無罪ノ宣告ヲ受クルマテ之ヲ停止ス
前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諧契約認可ノ
後ト雖モ尚ホ之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

ヘシ
 第一 凡
 ソ定期
 預ケ金
 アル者
 ハ其元
 金并ニ
 當日迄
 ノ利息
 ナ受取
 ルノ權
 利アリ
 トス

註 協諧契約が一旦成立つと雖も後に至り破産者が有罪破産の判決を受くるときは當然消滅するなり又未だ判決を受くるに至らざるは密問中に在るときは免訴又は無罪の宣告を受くるに至るまで其契約の履行を停止す

前條第三號に掲げたる理由あるときは一旦成り立ちたる協諧契約も詐偽其他不正の方法を以て成立したるものあるときは假令其認可の後と雖も尙異議を申立つることを得るものとす

第千四十三條 協諧契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直ニ其執務ヲ罷メ且其執務ニ付キ計算ヲ爲ス可シ

破産者ハ協諧契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得

協諧契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス

註 協諧契約の確定したるときは破産者は其財産を自由に處分することを得るを以て最早管財人を置くの必要あり故に管財人は直ちに其執務を罷め且つ其執務に付キ計算を爲すべきなり又協諧契約の確定したるときは破産者は随意に管理し及び處分せんが爲め其財産を取戻すことを得るなり但し協諧契約に別段の定めなきときは限り監督を以て之を爲すとは協諧契約の履行は破産主任官の監督を受くべきものと故に若し其乃不履行の場合に在ては直ちに該契約を解除し更に破産手續を再び施すに至るへし

第二 其
 他期限
 未滿タ
 リトモ
 凡ソ銀
 行ヨリ
 受取ル
 ハキ勘
 定アル
 者ハ時
 ノ相場
 ナ以テ
 其仕拂

第千四十四條 協諧契約カ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅シ若クハ取消ナル、トキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラレトキハ破産手續ヲ再施シ直チニ財團ノ換價及ヒ配當ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手續ニハ再施マテノ間ニ債權ヲ得タル者モ参加スルコトヲ得

不履行ノ場合ニ在テハ協諧契約ノ爲メニ立テタル保證

期日迄

ノ利息

ヲ引去

リ殘金

高ノミ

ヲ受取

ルノ權

利アリ

トス

第四十四條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ハ此

人ハ其義務ヲ免カレヌ

註 破産手續を再施せらるゝ場合は左の四ヶ乃場合に在るものとす
第一協諧契約が棄却せられたる場合○協諧契約を提供したるも正常な
らしめて棄却せられたる場合○第二協諧契約が後み至り消滅したる
場合○此場合は後に至り破産者が有罪破産の判決を受けたる時なり○
第三協諧契約が後に至り取消されたる場合○此場合は協諧契約が詐偽
其他不正の方法を以て成りたりとの異議に對し判決を以て取消された
るものあり○第四協諧契約が不履行の爲め解除せられたる場合○協諧
契約が決定したるも後に至り總債權者又は一債權者に對しても義務を
履行せざる場合
再施したる手續には再施までの間に債權を得たる者も參加することを
得とは破産手續を再施せる場合に於ては新に申出づるは債權者と雖も
配當に加入することが出来るものとすることを云ふ

條例第四

十二條第

四十三條

ニ掲ケル

所ノ諸般

ノ手續ヲ

了ルニ於

テハ成規

第十五條

ニ準據シ

其減少證

書ヲ紙幣

頭へ差出

第八章 配當

第千四十五條

第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先權

アル債權ヲ支拂ヒタル後ニ殘レル財團ハ他ノ債權者間

ニ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ配當ス

破産者カ資本ヲ分テ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テ

ハ各營業ニ對スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優

先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

註 管財人が財團の配當を爲すには第一に第千三十二條に掲げたる債

權即ち破産處分の爲めに生じたる債權及び別除權と以て支拂はるべき

優先權ある債權の辨償を爲して後に其歸餘の財團に付て債權額の多寡

に應じて平等の割合を以てすべきなり破産者が資本を分ちて數個の營

業を爲したる場合に在ては云々とは例へば千圓の資本を有する商人が

五百圓を以て書籍商を営み五百圓を以て紙商を営むときは書籍商店と以

スヘシ若
 シ右第四
 十二條第
 四十三條
 ノ規定ニ
 背戻シ資
 本金減少
 ノ報告又
 ハ公告ヲ
 怠リ及期
 限未滿ノ
 勘定仕拂
 ヲ拒ムコ

て河内屋と稱し紙商店を以て備后屋と稱するが如く其營業に付て商号
 を異にせねばなりませぬ而して商号は其營業の看板に同じきものなれ
 ば取引する者は河内屋と取引すれば河内屋の身代と目的とし備后屋と
 取引する者は備后屋の資産と目的とを以て河内屋に對する債權者
 は河内屋の資産に對して優先權を有し備后屋に對する債權者は備后屋
 に對して優先權を有するものとせねばなりませぬ

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當
 ニ足ル可キ財團ノ生スル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主
 任官ノ認可ヲ受ケタル配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ
 破産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所
 ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ
 配當案ニ對スル異議ハ其公告ノ日ヨリ起算シ十四日內
 ニ之ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

トアルト
 キハ紙幣
 頭ハ右資
 本金減少
 證書ニ許
 可ヲ與サ
 ルヘシ

第五章 銀
 行營業ノ
 本務、公
 債証書其
 他ノ賣買
 並ニ貸付

第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異
 議ヲ申立ツル者ナキハ又ハ異議ノ落着シタルトキハ債
 權人ハ各債權者ヲシテ其債務證書ヲ提出セシメ之ニ毎
 回ノ支拂額ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債務證書ノ提出
 ナ爲スコト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ債
 權表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得孰レノ場合ニ於テモ債
 權者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス

註 配當は必ずしも一回に之を爲す及ばせ幾回にても配當するに足
 るべき財團の生じたる時は管財人に於て其生ずる度毎に配當案を作
 り破産主任官の認可を受けたる後之を爲すものと公衆とは一般の人
 なり起算とは勘定することあり展閱とは開きて見せるなり

金ノ制限
利息ノ制限、銀行
紙幣並ニ
株式抵當
ノ制限及
預リ金準
備金等ノ
事ヲ明カ
ニス

直に支拂ふべき債務でなく自己の財産を脱漏せんが爲め債務あるが如くに造りたるなり故に支拂を爲すには債権者に於て債権の證書を差出ることが出来ず又は最初より其證書のなき場合も在ては破産主任官の認可を受けねばなりません

第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキハ債権者集會ヲ開キ此集會ニ於テ管財人ハ終局ノ計算ヲ爲ス可シ此計算ノ濟了シタルトキハ裁判所ハ直ニ破産主任官ノ申立ニ因リ破産手續ノ終結ヲ決定ス此決定ハ之ヲ公告ス可シ

註 財團の換價とは前記述べたる如く手形其他の物件を賣却して金銭に換ゆるを云ふ此換價と配當を全く終りたるときは再び債権者集會を開き此集會に於て管財人は終局の計算を爲す可し債権者に於て此計算書に異議なしとせるときは裁判所は破産主任官の申立に因り破産手續

第五十二條

此條例ヲ遵奉スル

銀行ハ金
銀ヲ(引
受貸シ抵
當貸シノ
別ナク)
貸附ケ又
ハ當座並
ニ定期預
リ金ヲ爲
シ又ハ爲
換ヲ取組
ミ又ハ爲
換手形、

の終結を決定するなり

第千四十九條 破産手續終結ノ後ハ辨償ヲ受ケサル債権者ハ破産手續ニ於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ對シテ無限ニ行フコトヲ得

註 破産處分に依りて十分の辨償を受くることが出来ざりし債権者は各箇別々に債務者に對して支拂の要求を無限に行ふことを得べし且つ此支拂の要求は一旦調査會に於て其債権者を確定したるものなれば若し充分なる辨償を受くることの出来ぬ殘額に付ては確定したる權利名義に基きて破産者に對して何時にても強制執行をすることを得て別に債権者に對して新に訴訟を起すに及ばざる權利名義とは債権者たる權利と債権者の名義を以てと云ふことなり

第九章 有罪破産

第千五十條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ

約束手形
代金取立
手形其他
ノ證書チ
割引シ又
ハ公債證
書、外國
貨幣並ニ
金、銀、
銅ノ地金
ヲ賣買シ
及保護預
リ又ハ兩

破産宣告ノ前後ヲ問ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知りタル義務ヲ負擔シタルトキ又ハ債權者ニ損害ヲ被ラシムル意思ヲ以テ貸方ノ財産ノ全部若クハ一分ヲ藏匿シ轉匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造、變造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス

註 有財破産とは破産宣告を受けたる債務者が其債權者に損害を被らしめんとする故意を以て支拂停止前後若くは破産宣告前後に於て不良の手段を行ふたるときに之を處分せんがために設くる所乃一の懲罰處分を云ふなり

破産者の處爲が詐偽破産となるには左の所爲ありたるときに在るもけなり 第一 履行する意なき義務又は履行すること能はざることを知りたる義務を負担したるとき○例へば方外の利子を拂ふことを約して

替等ノ事
ヲ以テ營
業ノ本務
ト爲スヘ
シ

第五十三條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ本
務タルヤ
前條ニ掲
クル所ノ
種類ナル

世人を惑はして以て多額に借金を爲し又ハ掛賣の約束を以て高價に數多の商品を買入れて現金を以て之を安價に賣却するが如し第二債權者に損害を被らしむる意思を以て貸方の全部若くは一分を藏匿し轉匿し若くは脱漏したるとき○例へば貸借對照表に貸方の全部若くは一部を脱漏し後日發覺したるが如し然れども惡意ありて爲したるにあらざれば處罰を受けず○第三債權者に損害を加ふるの意思を以て借方現額と過度に掲げたる時○債務の實を掲げざる行爲なり例へば千圓の借金あるが千五百圓ある如くに掲げ又は全くなき借金をあるが如くに掲げたるもの○第四商業帳簿を毀滅し藏匿し若くは偽造變造したることを右の如き所爲ありたる者は輕懲役に處せらるゝなり

第千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハス左ニ掲ケル行爲ヲ爲シタルトキハ過怠破産ノ刑ニ處ス

ヲ以テ公
債證書ノ
賣買ヲ爲
スヲ得ル
ト雖モ貸
付金預リ
金爲換等
ノ如キハ
殊ニ銀行
ノ主トシ
テ爲スヘ
キ營業ノ
目的タル

第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用、博奕、空取引又ハ不相應ノ射利ニ因リテ貸方財産ヲ甚シク減少シ若シハ過分ノ債務ヲ負ヒタルトキ

第二 支拂停止ヲ延ハサンカ爲メ損失ヲ生スル取引ヲ爲シテ支拂資料ヲ調ヘタルトキ

第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ或ル債權者ニ利ヲ與ヘ財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ

第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ全ク記載セサルトキ

第五 破産者カ第三十二條第九百七十九條又ハ第一千三條第三項ニ規定シタル義務ヲ履行セサルトキ

註 過意とは自己の過失と怠慢を云ふ射利とは利益を得ること不相應の射利とは一度失敗したるときは二度事を爲すこと能はざる万一と

ニ依リ此
等ノ事業
ヲ經營セ
シメ唯公
債證書ノ
賣買ヲ專
ラニスル
ヲ許サス

第五十四條 此條例ヲ遵奉スル銀行ハ前第五十二條

第一千五十二條 前二條ノ罰則ハ會社ノ業務擔當ノ任アル社員若クハ取締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第一千五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有罪行為ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行為ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス

註 有罪行為を行ふ際犯者を助けどは管財人に於て破産者が虚偽の借金を帳簿に掲げたるを知りながら之を知らぬ顔して其所爲を見廻したる者は破産者と同罪に處せべきなり又通常人に在ては破産者の新設者と爲り又は手助をして共に罪を犯さしむる者は本章の同罪として罰せ

條ニ掲ク
ル所ノ營
業本務ノ
外地所家
屋其他物
件ノ賣買
ヲ爲スヘ
カラス又
職工作業
ノ功ヲ興
シ及此等
ノ功ヲ興
ス會社ノ

るなり致唆者とは之を教へて爲せしむるを云ふ

第千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ
賄賂ヲ爲シタルトキハ其雙方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ
千圓以下ノ罰金ニ處ス

註 債權者に賄賂を爲すとて借金の額を増し又は無き借金を有るが如
くに造らしむる爲め債權者に賄賂を以て行はしむるあり

第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果

註 一たび破産の宣告を受けたる身の結果は取引所に入り仲立人とな
り會社員となり或は會社清算人、管財人、商事代人、等の資格を失ふの
みならず法律上に於て無能力者と見做されて一人前の權利を失ふなり

第千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者又ハ破産シタ
ル會社ノ無限責任社員ハ復權ヲ得ルニ至ルマテハ取引
所ニ立入ルコト仲立人ト爲リ合名會社若クハ合資會社ノ

株主ト爲
ルヲ許サ
ス尤モ左
ニ掲載ス
ル所ノ條
件ニ付テ
ハ地所又
ハ家屋物
件等ヲ賣
買シ又ハ
之ヲ引取
リ又ハ之
ヲ所持ス

社員ト爲リ又ハ株式會社ノ取締役ト爲ルコト清算人、
破産管財人若クハ商事代人ノ職ヲ執ルコト商業會議所
ノ會員ト爲ルコト其他商業上ノ榮譽職ニ就クコトヲ
得ス

註 一たび破産の宣告を受けたる者は本條に記載せる職務を行ふ權利
を失ふものとするは本條に掲ぐる者は皆相當の信用ある者にあらざれ
ば此等の榮譽職に就くこと能はざればなり

第千五十五條 復權ヲ得ルニハ協諸契約ノ調ヒタルト
否トテ問ハス破産者カ元債利息及ヒ費用ノ全額ヲ債
權者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未タ
辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力
アルコトヲ證明ス可シ
復權ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ

ル等ノコ
トハ此條
例ニ於テ
之ヲ宥恕
スヘシ
但銀行所
有ノ地所
ハ勿論一
般ノ地稅
法ニ從フ
ヘシ
第一 銀
行ノ業

添フ可シ
然レトモ協諸契約ノ場合ニ在テハ第一項ノ證明ヲ爲ス
ユト無クシテ取引所ニ立入ルユトヲ得又會社ニ付キ協
諸契約ノ調ヒタルトキハ無限責任社員ハ亦其證明ヲ要
セスシテ會社ヲ繼續スルユトヲ得

註 復權とは失ふる權利を取回すことなり破産者の復權を得るには
協諸契約の調ひたるを問はず債權者總員に債務全額の辨償を
爲したること又所在の知れぬか未だ辨償を受けざる債權者あるときは
其債權者に全額を辨償するの準備及び資力あることを證明すべきを以
て復權を得るの行爲と爲す

然れども協諸契約の調ひたる場合に在ては取引所に立入るの權利のみ
は之を行ふことを得べきものとし又會社は破産に依りて解散すべきも
のなりと雖も此場合在ては尙ほ會社を繼續することを得べきものと

ナ營ム
ヘキ爲
メ緊要
ナル地
所家屋
ハ之ヲ
買取り
之ヲ所
持シ之
ヲ賣拂
フヲ得
ヘシ
第二 滯

す

第千五十六條

復權ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ

異議アル者ヲシテ二箇月ノ期間ニ異議ヲ起サシメンカ
爲メ裁判所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判
所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ搜
査ヲ爲リシメンカ爲メ之ヲ檢事ニ通知ス可シ裁判所ハ
檢事ノ意見ヲ聽キタル後復權ノ申立ヲ許可スルト否ト
ヲ決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スユトヲ得確
定シタル決定ハ之ヲ公告ス
棄却セラレタル申立ハ一箇年ノ滿了前ニハ再ヒ之ヲ爲
スユトヲ得ス

註 本條は復權に申立ありたる場合を規定したるものにして別に説明
を要せず

第千五十七條 復権ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

註 復権は破産者の死亡後と雖も之を許すものとすは榮譽は死後と雖も重んぜべきものなり且つ破産者の子女及び其他の者をして道德及び榮譽を重んじ其父又は配偶者の汚名を雪がしめんが爲めなり

第千五十八條 復権ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪、輕罪ノ爲メニ剝奪公權若クハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サス

過怠破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ満期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ計サス

註 剝奪公權とは刑法第三十一條に列記せたる國民乃特權其他數種の公權を剝奪せらるゝを云ふ此剝奪公權を受くるは重罪の刑に處せられたるものは終身又して輕罪乃刑に處せられざる者は或期限内に公權を行ふことを停止せられたるものなり恩赦とは即ち特赦にして天皇陛下

貸金ノ抵當トシテ取物ニ取リタル地所物件ハ之ヲ引取リ之ヲ所持シ之ヲ賣拂フヲ得ヘシ

第三 貸金返済

ノ約定日切ト爲リテ借主ヨリ返金ノ代リトシテ引渡サレタル地所物件ハ之

第十一章 支拂猶豫

第千五十九條 商ヲ爲スニ當リ自己ノ過失ナクシテ一時其支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル者ハ商事上ノ債權者ノ過半数ノ承諾ヲ得テ其營業所若シクハ住所ノ裁判所ヨリ右債權者ニ對スル義務ニ付キ一箇年以内ノ支拂猶豫ヲ受クルコトヲ得

註 支拂猶豫とは債務者が債權者に對して爲すべき支拂は猶豫を受くる方法を云ふなり支拂猶豫を得るには第一自己の過失なくして一時其支拂を中止せざることを得ざるに至りたること○支拂停止は債務者の過失にあらざして偶然み出で他日回復せる見込乃明かにあるを要し第

二 商事上の債權者の過半数乃承諾を得ること○債權者乃過半数と云ふときは單に人員乃過半数のみを以て十分なりとするが如しと雖も此

特別の恩典を以て刑を赦さるゝを云ふ

ヲ引取

リ之ヲ

所持シ

之ヲ賣

拂フヲ

得ヘシ

第四 銀

行ヨリ

貸金ノ

抵當又

ハ質物

ト爲リ

シモノ

場合に在ても亦人員及び債權は過半数たるを要す

第六十條 支拂猶豫ノ申立ニハ左ノ諸件ヲ添附スルコトヲ要ス

第一 支拂中止ノ事由ノ完全ナル明示

第二 貸借對照表、財産目錄及び住所ト債權額トヲ明示シタル債權者名簿

第三 債權者ニ主タルモノ及び從タルモノ、完全ナル辨償ヲ爲シ得ル方法期間及ヒ此力爲メ供スルコトヲ得ル擔保ノ證明

右申立及ヒ添附書類ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備置キ且債權者ノ集會期日ヲ定メテ之ト共ニ其備置キタル旨ヲ公告スルコトヲ要ス債權者ハ集會ノ爲メ各別ニ招集ヲ受ク

支拂猶豫ハ裁判所ヨリ假ニ之ヲ許可スルコトヲ得

註 支拂猶豫の申立を爲すには本條に掲げたる第一より第三に至ることを記載し及書類を添付せることを要す

第六十一條 集會時日ニ於テハ裁判所ヨリ任セラレタル主任判事ノ上席ヲ以テ債務者ト債權者トノ間ニ支拂猶豫ノ申立ニ付キ辨論ヲ爲ス其申立ヲ承諾スルニハ第一千三十六條ニ掲ケタル過半数ヲ要ス其辨論及ヒ議決ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

註 本條は債權者に支拂猶豫の承諾を得る方法にして別に説明を要せず

第六十二條 裁判所ハ承諾ヲ得タル支拂猶豫ノ認否ニ付キ主任判事ノ演述ヲ聽キテ決定ヲ爲ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

ニシテ
官廳ノ
裁判ヲ
經テ賣
拂ヒト
爲リタ
ルモノ
カ又ハ
之ヲ引
取りタ
ルモノ
又ハ右
質入ノ

流込ミ
ト爲リ
タルモ
ノ又ハ

支拂猶豫ハ申立ニ因リテ前數條ノ手續ニ從ヒ一回ニ限
リ之ヲ延長スルコトヲ得然レトモ其期間ハ一箇年ヲ超
ユルコトヲ得ス

銀行ヨ
リ貸金
ヲ返済
スル爲
メニ賣
物ニ出
シタル
地所物
件ハ之

註 支拂猶豫乃申立が債權者の承諾を得たるときは裁判所は之を認知
するや否やを決定するには主任判事の演述を聽きて決定を爲す此決定
に對して不服なるときは即時抗告を爲すことを得

前數條
乃手續
に從ヒ
一回に
限リ之
を延長
スルコ
トヲ得

前數條乃手續に從ヒ一回に限り之を延長することを得とは支拂猶豫
期間に於て債務者充分に資力を回復すること出来ずして更に支拂猶豫
を申立てたるときは尙ほ之に與ふるも債權者に損害を受けしむること
なきときは更に一ヶ年の猶豫を許すことあるへし

第千六十三條
債務者有効ナル
支拂猶豫ヲ得タルトキハ
猶豫期間中其以前ニ取結ヒタル
商取引ヨリ生スル債權
ノ爲メニ強制執行及ヒ破産宣告ヲ受クルコト無シ但猶

第千六十三條 債務者有効ナル支拂猶豫ヲ得タルトキハ
猶豫期間中其以前ニ取結ヒタル商取引ヨリ生スル債權
ノ爲メニ強制執行及ヒ破産宣告ヲ受クルコト無シ但猶

ヲ買取

豫契約ノ履行及ヒ業務ノ施行ニ關シテハ主任判事ノ監

リ之ヲ

督ヲ受ク

引取り

債務者ノ保證人及ヒ共同義務者ノ義務ハ右猶豫ノ爲メ

之ヲ所

ニ變更スルコト無シ

持シ之

註 債務者有効なる支拂猶豫を得たるときは猶豫期限中は強制執行又

ヲ賣拂

は破産宣告と免かる、ことを得るものと但し債務者は商取引上より

ヲ得

生じたるものにして且其商取引は支拂猶豫以前の取引に係るものに限

ヘシ

るなり故に家事に係る費用及び租税の支辨等に係るものは支拂猶豫を

第五十五條

求むることと得ざるなり債務者の保証人及び共同義務者の義務は債務

前條ニ掲

者が支拂猶豫を得たるが爲めに變更することなしとは債權者は他乃共

クル所ノ

同義務者又は保證人に對しては債務者の支拂猶豫期間なるにも拘はら

欸項中銀

を直ちに辨濟を請求することを得べきあり

行營業ノ

を直ちに辨濟を請求することを得べきあり

爲メ緊要
ナル地所
家屋ヲ除
クノ外銀
行ニ於テ
引取り又
ハ買取り
タル地所
物件ハ遲
クトモ十
ヶ月以内
ニ於テ之
ヲ賣拂フ

第一千六十四條

支拂猶豫ノ承諾ヲ得ス若クハ裁判所之ヲ
棄却シタルトキ又ハ後日ニ至リ債務者ノ詐欺若クハ不
正ノ爲メ若クハ法律上ノ條件ノ缺クルカ爲メ之ヲ廢止
シタルトキ又ハ債務者ニ於テ其猶豫契約ヲ履行セサル
トキ又ハ其猶豫期間中債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者
ヨリ強制執行ヲ爲ストキハ直チニ債務者ニ對シテ破産
手續開始ス此場合ニ於テハ支拂猶豫申立ノ日附ヲ以テ
支拂ノ停止ノ日ト定ム

註 破産手續を爲す場合は左の四ヶ乃場合に在るものとす

第一 債務者集會に於て支拂猶豫の承諾を得若しくは裁判所が之を棄却したるとき○第二後日に至り債務者の詐欺若しくは不正の爲め若しくは法律上の條件の缺けたるが爲め之を廢止したるとき○第三債務者

ヘシ

第五十六條

此條例
ヲ遵奉ス
ル銀行ヨ
リ貸附ク
ル所ノ金
額ノ制限
ハ一口ニ
付キ資本
金總額ノ
十分一ヲ
限リト爲

に於て其猶豫契約を履行したるとき第四 猶豫期間中債務者の財産に付き他の債權者より強制執行を爲るとき

改正 日本商法破産法註釋 畢

改正商法施行條例

法律第九號
明治二十六年三月四日

第五十七條

スヘシ

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ貸
付金利息
ハ政府ニ
於テ定メ
タル一般
ノ利息制
限法ニ準
據スヘシ
若シ其制

第一條 商法第二十六條、第二十九條及ヒ第二百十條ニ定メタル一地域
トハ各市町村ノ一區域ヲ謂ヒ市町村制ヲ行ハサル地方ニ在テハ從來ノ
宿驛町村等ノ一區域ヲ謂フ
一地區域内ニ二箇以上ノ區裁判所アルトキハ其内一箇所ヲ以テ登記
簿ヲ取扱フ所トス其裁判所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第二條 會社ニ非スシテ商業ヲ營ム者ハ其商號ニ會社ノ文字ヲ用ユルコ
トヲ得ス又從來之ヲ用ユル者ハ商法實施ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ改ム
可シ
前項ノ規定ニ違フ者ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ廿圓以下ノ過料ニ處ス

第三條 商法第五百九條、第六十六條、第六十八條ノ規定ニ依リテ
官廳ニ差出ス書類ハ公證人ノ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テスルコトヲ得

限ニ超過

スルモノ
アル片ハ
大藏卿ハ
其銀行ヲ
督責シテ

公證人謄本認證ノ依頼ヲ受ケタルトキハ一件ニ付キ金十錢ノ手数料若
シ認證ト共ニ謄寫ノ依頼ヲ受ケタルトキハ公證人規則第六十五條ノ謄
本手数料ヲ受ケルコトヲ得

第四條 削除

第五條 商法實施前ヨリ既ニ設立シタル各會社ハ商法實施ノ日ヨリ六個

之ヲ其制
限ノ割合
ニ引直サ
シムヘシ

月内ニ商法第七十八條、第三百三十八條、第六十八條ニ準シテ登記ヲ
受ク可シ之ヲ怠リタルトキハ商法第二百五十六條ノ過料ニ處シ且地方
裁判所ノ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲
スコトヲ得

(明治十

一年十月

第六條 前條ノ期限内ニ登記ヲ受ケサル既設會社ハ其期限經過ノ時ヨリ
第三者ニ對シテ會社タル効ヲ失フ

第三十一

第七條 商法第八十一條ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス
第八條 既設會社ハ從來ノ社名ヲ續用スルコトヲ得但商法第百十三條及

號布告ヲ
以テ改正
ス

第五十八條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ハ其
銀行紙幣
ヲ抵當又
ハ質物ト
シテ借金
ヲ爲スヘ
カラス又

ヒ第三百二十九條第二項ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ三個月ノ後既設會社
ノ社名ニモ之ヲ適用ス既設會社ノ社名ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會
社合資會社又ハ株式會社ノ文字ヲ附ス可シ

第九條 削除

第十條 既設株式會社ハ商法第百五十六條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セス
既設株式會社ハ商法實施ノ日ヨリ六個月内ニ地方長官ヲ經由シテ定款
ヲ主務省ニ差出シ其定款ノ認可ヲ受ク可シ但其定款ニ法律命令ニ反ス
ル事ヲ掲ケタルモノハ之ヲ改正スルニ非サレハ認可スルノ限ニ在ラス
從來官許ヲ得テ設立シタル株式會社ニハ前項ノ規定ヲ適用セス但開置
又ハ人民ノ相對ニ任ス等ノ指令ヲ得テ設立シタルモノハ此限ニ在ラス
本條第二項ニ依リ認可ヲ受ク可キ株式會社ニ在テハ第五條ノ登記期限
ハ其認可ヲ得タル日ヨリ起算ス
右ノ認可ヲ得タル日ヨリ六個月内ニ登記ヲ受ケサルトキハ其認可ハ効

其銀行ノ

株式ヲ抵

當ニ取り

テ貸付金

ヲ爲スヘ

カラス又

其株ノ買

主ト爲リ

又ハ其株

主ト爲ル

ヘカラス

然レトモ

貸付金ノ

力ヲ失フ

第十一條 既設株式會社ハ其株券ノ金額商法第百七十五條ノ規定ニ反ス
ルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十二條 既設株式會社ハ其定款ニ於テ第一回ノ株金拂込ヲ四分之一以下
ニ定メタルトキハ商法第百六十七條第二項ノ規定ニ反スルモ其定款ノ

定ニ依ルコトヲ得

第十三條 既設株式會社ノ創業ニ付テノ義務及ヒ出費ニシテ會社ノ承認
ヲ經タルモノハ第五條ノ登記ヲ受ケサル前ニ於テモ商法第百七十六條

ノ規定ニ拘ハラス會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第十四條 既設株式會社ノ既ニ發行シタル株券ハ商法第百七十六條ニ反
スルモノ有ルモ之ヲ改ムルコトヲ要セス

第十五條 既設株式會社ニ於テ株金全額ノ拂込前ニ發行シタル株券ハ其
全額拂込ニ至ルマテハ之ヲ假株券ト看做ス

トモコホ
滞リニテ
銀行ノ損
失ト爲ル
コトアレ
ハ止ムヲ
得ス其株
ヲ引當ニ
取リ又ハ
買取ルコ
トヲ得ヘ
シ尤モ其
株ハ遅ク
トモ六ケ

第十六條 既設株式會社ノ株券ニシテ商法實施前ヨリ株式取扱所又ハ取引所ニ於テ既ニ賣買シ來リタルモノ及ヒ既ニ債權ノ擔保ニ供シタルモノニ付テハ商法第百八十條ノ規定ヲ適用セス

第十七條 既設株式會社ノ株式ノ讓渡人ニ付テハ商法第百八十二條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ二個年ノ適用セス

第十八條 既設株式會社ニ於テ既ニ其定款ヲ以テ株主ノ議決權ニ制限ヲ立テタルモノハ商法第百四條ノ規定ニ反スルモ其定款ニ從フコトヲ得

第十九條 商法第七十七條第一項ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス

第二十條 商法及ヒ本條例ニ依リ發スル命令書ヲ送達スル場合ニ於テハ其手續ハ民事訴訟法ノ手續ニ從フ

第二十一條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第百二十七條、第百三十一條、第百三十三條、第百五十條及ヒ第百六十一條並ニ本條例

月以内ニ
於テ之ヲ
賣拂フヘ
シ
第五十九條
此條例
ヲ遵奉ス
ル銀行ハ
諸方ヨリ
ノ預リ金
ヲ他ヘ運
轉流用ス
ルニハ須

第二條及ヒ第五條ニ依リ裁判所ニ於テ命令ヲ發スルトキハ當事者ヲシテ説明ヲ爲サシムル爲メ之ヲ裁判所ニ呼出スヲ通例トス但當事者缺席スルモ命令書ハ之ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第百二十七條及ヒ第百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ豫メ其旨ヲ檢事ニ通知ス可シ

檢事ハ口頭又ハ書面ヲ以テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十三條 檢事ハ前條第一項ノ場合ニ於ケル命令ニ付キ其執行ノ責任ス

第二十四條 商法及ヒ本條例ニ依リ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ其期間ハ裁判書ノ送達ヲ受ケタル日ノ翌日又ハ裁判ノ言渡ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シテ七日トス

第二十五條 前條ニ掲ケタルモノノ外抗告ニ關スル手續ニ付テハ民事訴訟

ラク之カ
制限ヲ立
テ其預リ
金總額ノ
内少クト
モ十分ノ
二、五(即
チ四分ノ
一ヲ引殘
シ之ヲ返
却ノ準備
トシテ銀
行ノ金庫

訟法第四百五十五條第四百六十條第一項第二項第四百六十五條及ヒ第
四百六十六條第一項第二項第四項ヲ除ク外總テ同法第三編第三章ノ規
定ヲ準用ス

第二十六條 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス可キ手形ニハ捺印スルコトヲ要セス

第二十七條 商法第七百九十條ニ掲ケタル裁判所役員ハ執達吏トス

第二十八條 商法第八百二十五條ニ掲ケタル十五噸以上ノ船舶中ニハ日
本形船舶百五十石以上ノモノヲ包含ス

第二十九條 商法實施前ヨリ既ニ航海ノ用ニ供スル船舶ハ商法實施ノ日
ヨリ一箇年內ニ商法第八百二十五條ノ手續ヲ爲ス可シ

第三十條 商法第四百九十三條及ヒ第五百十七條ニ國內水上ト稱スルハ
川湖港灣ヲ謂フ

第三十一條 遞信大臣ハ其地ノ形狀ト危險ト程度トニ應ニ適宜ニ港灣ノ
區域ヲ定ムルヲ得

第三十二條 商法第八百六十七條及ヒ第九百六十六條ニ沿岸航海ト稱ス
ルハ專ラ本邦海岸ニ沿フテ航行シ外國ニ至ラサルモノヲ謂フ但本邦ノ
版圖ニ屬スル諸島地トノ航行ハ亦沿岸航海ニ屬ス

中ニ積立

置クヘシ

尤モ内十

分一ノ員

額ハ政府

ノ公債證

書ヲ實價

ヲ以テ積

立ルヲ得

ヘシ

但此準

備金ハ

銀行紙

第三十三條 商法第九百三十六條ニ掲ケタル沿岸小航海ノ區域ハ從來ノ
慣習ト海上危險ノ程度トヲ酌量シテ遞信大臣之ヲ定ムルコトヲ得

第三十四條 商法第八百三十六條及ヒ第九百三十四條ニ官ト稱スルハ内
國ニ於テハ區裁判所外國ニ於テハ日本領事若シ領事ナキトキハ其地ノ
官廳トス

第三十五條 司法大臣ハ各地裁判所ノ意見ヲ聽キ其所轄地方ノ需用ニ應
ジテ破産管財人ヲ命シ地方裁判所ハ之ニ依リ破産管財人名簿ヲ作ル可
シ

第三十六條 破産管財人タルノ命ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アルニ非サ
レハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

幣引換
ノ準備
金ト混
同スヘ
カラス

第三十七條 破産管財人ノ任期ハ三年トス但再任セラルルコトヲ得
第三十八條 名簿中ノ破産管財人破産裁判所ヨリ選定セラレタルトキハ
正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辭スルコトヲ得ス
第三十九條 破産管財人ハ其職務ニ著手スル前公平誠實ニ其職務ヲ執ル
コトヲ誓フ可シ

第六十條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行ハ其
營業ノ爲
メ銀行紙
幣ヲ發行
スルニハ

第四十條 破産管財人ハ其擔任スル破産手續中任期满ツルモ之ヲ終結ス
ルマテ解任スルコトヲ得ス
第四十一條 破産裁判所ハ忌避其他該事件ニ不適當ナル理由アリテ名簿
中ノ破産管財人ヲ選定ス可カラスト認ムルトキハ他ニ破産管財人ヲ選
定スルコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ其旨ヲ司法大臣ニ上申ス可シ
前項ノ破産管財人モ名簿中ノ破産管財人ト同一ノ權利及ヒ義務ヲ有ス
第四十二條 職務執行ノ不當又ハ不正ノ爲メ管財人ノ職ヲ解クトキハ破
産裁判所ノ公庭ニ於テ其理由ヲ付シテ之ヲ言渡ス可シ

此條例第
二十條ニ
規定シタ
ル準備金
ノ割合ヲ
超過スヘ
カラス若
シ此割合
ヲ超過シ
テ發行ス
ルトキハ
紙幣頭ハ
之ヲ督責

第四十三條 管財人ノ報酬ハ一破産手續ノ全體ニ付キ又ハ收入シタル價
額ノ割合ニ應シテ之ヲ定メ財團ノ配當アル毎ニ其歩割ヲ以テ之ヲ支拂
フ可シ
第四十四條 第三十六條及ヒ第三十八條ノ規定ニ違フ者ハ刑法第七十
九條ノ罰金ニ處ス
第四十五條 商法第一千二條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ監守セントスル
トキハ其命令書ヲ檢事ニ送致シ檢事ハ債務者ノ住所ヲ管轄スル警察官
署ニ命シ其處分ヲ爲サシム
第四十六條 削除
第四十七條 削除
第四十八條 監守ヲ爲ストキハ警察官吏ヲシテ債務者ノ住所ニ就キ其逃
走若クハ財産ノ隠匿ヲ豫防シ且破産主任官ノ許可ヲ得タルトキノ外其
債務者ノ外人ト面接若クハ通信スルヲ禁セシム

シテ速ニ
其準備金
ヲ増加シ
規定ノ割
合ニ滿タ
シムヘキ
旨ヲ命ス
ヘシ若シ
銀行ニ於
テ此命ヲ
受ケシ日
ヨリ三十
日ヲ過キ

第四十九條 商法第千三條第三項ニ依リ債務者ヲ引致スルトキハ特ニ作
リタル引致狀ヲ以テ之ヲ執行ス但其執行ハ刑事訴訟法ニ定メタル引
狀執行ノ手續ニ準ス

第五十條 商法第千四條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ釋放スルトキハ決
定書ヲ檢事ニ送致シ其執行ヲ爲サシム

第五十一條 商法中非訟事件ニ關スル裁判所管轄ハ裁判所構成法ニ定ム
ルモノノ外第二百五十四條、第三百七十一條、第四百四十一條、第四百
九十九條、第五百十四條、第八百五十六條、第九百二條ノ事件ニ付テハ
區裁判所トシ其他ノ事件ニ付テハ地方裁判所トス

第五十二條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ニ依リ管轄廳ノ免許ヲ
得タル質屋營業人ニハ商法第一編第七章第九節ノ規定ヲ適用セス

第五十三條 明治六年第二百十五號布告代人規則ハ商事ニ付テハ商法實
施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

テ尙ホ増
加スルコ
トヲ怠ル
トキハ紙
幣頭ハ其
銀行ノ開

業免狀ヲ取上ケ跡引受人ヲ命スヘシ

第六十一條 此條例ヲ遵奉スル銀行ニ於テ預リ金ノ返濟又ハ爲換手形約束手形等ノ仕
拂ヲ爲スニ當リ兼テ積置キタル準備金ヲ以テ之ヲ償フコト能ハサルトキハ其銀行ノ
株主等ハ各其所持ノ株數ニ應シ別ニ出金シテ一時之ヲ償辦スルノ責ニ任スヘシ但此
出金ハ至ク一時辨償ノ爲メニシテ其株金ト異ナルヲ以テ其銀行ハ速カニ之ヲ各株主
ニ返辨スヘシ(明治十六年五月第四十號布告ヲ以テ改正ス)以下略ス

改正商法施行條例 終

明治十年第六十六號布告利息制限法第三條及ヒ第五條ハ商事ニ付テハ
商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十五年第五十七號布告爲替手形約束手形條例ハ商法實施ノ日ヨリ之
ヲ廢止ス

版權登錄

明治二十六年六月一日印刷
年六月六日發行

定價金貳拾錢

大坂市東區博勞町四丁目廿八番屋敷

發行者 岡田藤三郎

同 市東區石町二丁目二百廿番屋敷

著作者 福井淳

同 市西區鞆下通二丁目四十八番屋敷

印刷者 瀨戶清次郎

同 市東區北久太郎町四丁目百廿八番屋敷

賣捌所 岡本仙助





大阪

岡本館發兌

商標登記簿
商業登記簿
商會手形社
破産手形社
施行例

改正日本商法釋

附請願書及取訴所法條例

新雲福井淳著

035375-000-3

特15-538

日本商法註釈(改正)

福井 淳/著

M26

BBO-0556

